

「大阪市社会福祉協議会行動計画(第7回)」

職員が仕事と家庭を両立することができ、職員全員が働きやすい環境をさらに整備することによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

2 内 容

目標1 育児・介護に係る休暇や短時間勤務制度の取得率向上

〈対策〉

令和6年度～ 育児・介護に係る制度の周知を図る

目標2 若年者に対する就業体験機会の提供や事前説明会を実施し、採用機会を拡げる

〈対策〉

令和6年度～ インターンシップや説明会を多様な対象者に向け、実施する